

自動閉鎖式空気管頭の使用承認に関する事項

改正要領

船用材料・機器等の承認及び認定要領

改正事項

自動閉鎖式空気管頭の使用承認に関する事項

改正理由

甲板上に配置される自動閉鎖式空気管頭は、浸水時に確実な閉鎖が要求されるものであり、IACS としては、統一規則 P3 として、水密試験等の承認要件を規定している。

同統一規則に規定されている水密試験においては、傾斜状態での試験が要求されているが、同試験における試験体の向き等については明確に規定されていない。しかしながら、同装置には、一方向にのみ開口部が設けられている非対称の形状のものが多く、傾斜試験においては、開口部の向きが水密試験の結果に大きく影響する可能性がある。このため、IACS は、水密試験の条件として、装置にとって水密性能の確保が最も厳しい開口の向きで試験を行う旨要件を改める等の同統一規則の見直しを行い、2012 年 11 月に IACS 統一規則 P3(Rev.3)として採択した。

今般、IACS 統一規則 P3(Rev.3)に基づき、関連規定を改めた。

改正内容

- (1) 水密試験における自動閉鎖式空気管頭の開口の向きを明記した。
- (2) 使用承認における試験要件として、排出/逆流試験を追加した。